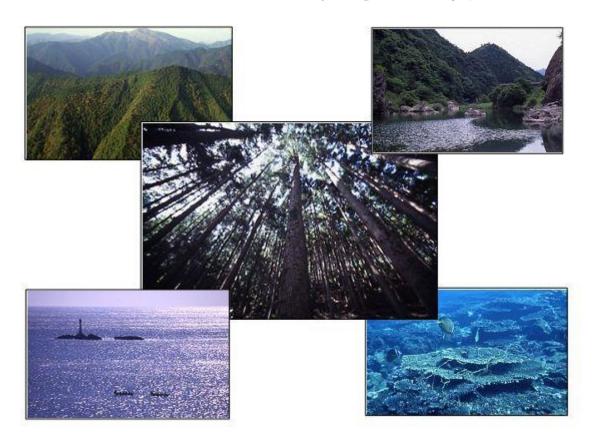


~ 和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・有田川町の 公売に参加してみませんか ~



期 日: 平成29年3月7日(火)場 所: 和歌山県自治会館3階304会議室

目 次

1.	公 売 の 概 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	公売財産一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3.	公売の一連の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4.	公売参加の手引 ・・・・・・・・・・・・ 1	10
5.	記 載 例 •••••••• 1	1 4
	1 本人が入札する場合 ・・・・・・・・・・ 1(1) 「入 札 書」	1 5
	2 代理人が入札する場合 ・・・・・・・・・ 1	16
	(1) 「入札書」3 共同入札者が入札する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
6.	添付書類 「委任状」・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
7.	公売財産の明細 ・・・・・・・・・・・・ 2	20
8.	公売会場のご案内・・・・・・・・・・・・・・・	73

公 売 の 概 要

1. 公売期日及び会場

公売期日及び会場	公 売 財 産 の 売却区分番号
平成29年3月7日(火) 和歌山県自治会館 304会議室 (和歌山市茶屋ノ丁2番1)	機 構 28-3 機 構 28-5 和 市 28-2 和 市 28-3 海南市 26-1 海南市 27-1 有田川 28-1

2. 公 売 財 産

「公売財産一覧」(P.6~7)及び「公売財産の明細」(P.20~P.72)をご覧ください。なお、今回の公売は、以下の機関が合同で実施します。

〇和歌山地方税回収機構	(売却区分番号	機 構28-3)
	(売却区分番号	機 構28-5)
〇和歌山市	(売却区分番号	和 市28-2)
	(売却区分番号	和 市28-3)
〇海南市	(売却区分番号	海南市26-1)
	(売却区分番号	海南市27—1)
〇有田川町	(売却区分番号	有田川28-1)

3. 公 売 方 法 入 札

4. 入 札 時 間

公売期日の14時00分~14時20分まで

- 注) 13時10分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行いますので、説明を聞いた上で入札してください。
- 5. 公壳保証金納付期限

公売期日の13時30分~14時10分まで

6. 開 札 時 刻 公売期日の14時20分

7. 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限	
機構 28-3	平成29年3月14日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構	平成29年3月14日(火) 11時30分	
機構 28-5	平成29年3月14日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構	平成29年3月14日(火) 11時30分	
和市 28—2	平成29年3月14日(火) 10時30分 和歌山市 納税課	平成29年3月14日(火) 11時30分	
和市 28—3	平成29年3月14日(火) 10時30分 和歌山市 納税課	平成29年3月14日(火) 11時30分	
海南市 26-1	平成29年3月14日(火) 10時30分 海南市 税務課	平成29年3月14日(火) 11時30分	
海南市 27—1	平成29年3月14日(火) 10時30分 海南市 税務課	平成29年3月14日(火) 11時30分	
有田川 28-1	平成29年3月14日(火) 10時30分 有田川町 税務課	平成29年3月14日(火) 11時30分	

注)公売財産により場所が異なります。

- 8. 入札時の携行品等
 - 公売保証金 ・・・ 公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手(和歌山 手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係る ものに限る。ただし振出日から起算して5日を経過して いないもの。) でご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産(売却区分番号) ごとに 小切手をご用意ください。(複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない 場合があります。)

- 印 鑑 ・・・ 入札者が個人の場合は個人の印鑑。 入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印。 代理人が入札する場合は代理人の印鑑。
- 収入印紙・・・ 公売保証金の返還に当たって、公売保証金の金額が5万円(200円)
 以上で、返還を受ける方が営利法人又は個人営業者(営業に関しない場合は除く。)の場合に必要です。また、入札予定公売財産に係る実施機関(2.参照)ごとに1枚必要となります
- ○本人確認証等・・・入札にお越しになる方(代理人の場合は代理人)の運転免許証等の顔写真付き証明証。法人の場合は商業登記簿謄本もあわせてお持ちください。確認のために証明等を呈示又は提出いただくことがあります。
- ○委 任 状 ・・・ 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。委任状は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。
- ○買受適格証明書・・・公売財産が農地の場合に必要です。
- ◎ 共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売 当日にご用意ください。(入札をされる公売財産(売却区分番号)ごとに必要で す。)届出書は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。

9. 注 意 事 項

※ 公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合 があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等 を確認の上で入札してください。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

また、和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・有田川町は、公売財産の 引渡義務は負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合 は、買受人が行うことになります。

- ※ 「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産については、税 の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前に ご確認ください。
- ※ 公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取消します。
- ※ 13時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札 してください。
- ※ 公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご 覧ください。
- ※ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料の ほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のう え、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害 しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

10. 「お問い合わせ先」

公売への参加が	方法・手続きについて	和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640 (直通) ホームページアドレス http://www.w-zeikaishu.jp/
	機構 28—3 機構 28—5	和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640(直通)
公売財産の 詳細、落札後	和市 28—2 和市 28—3	和歌山市 納税課 電話 073-435-1038 (直通)
の手続きに ついて	海南市 26-1 海南市 27-1	海南市 税務課 電話 073-482-4111 (代表)
	有田川 28-1	有田川町 税務課 電話 0737-52-2111 (代表)

公売財産一覧

	公 売 財 産			見積価額(円)	売却 区分
				Ť	i スカ
	所在地等		種類	公売保証金(円)	番号
	海草郡除产野町長谷字赤坂 384番12 宅地 232.26㎡ 海草郡除产美野町長谷字赤坂 384番38 雑種地 203㎡	所地地地 所地地地在番目積 在番目積	宅地•雑種地	5,390,000円	機構 28-3
	海草郡紀美野町長谷字赤坂 384番地12 384番12 居宅 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建 1階 84.91 ㎡ 2階 73.81 ㎡	所 在 家屋番号 類 構	居宅	540,000円	
1番6	和歌山市吐前字竹ノ下 161番3、161番4、161番5、161番6 宅地 (公簿) 694.00㎡	所 在番目地 積	宅地	5,480,000円	
	和歌山市吐前字竹ノ下161番地3 161番3 居宅 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階 110,00㎡ 2階 50,00㎡ 和歌山市吐前字竹ノ下161番地4 161番4 店舗・倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根2階建 1階 105,93㎡ 2階 84,00㎡	所家種構床 所家種構床 医量 面 量 面 量 面	居宅・店舗・ 倉庫	550,000円	機構 28-5
	和歌山市加太字山田西原 2201番39	所 在 番 田	山林	2,070,000円	和市 28-2
	шм 168m²	地積		210,000円	28-2
	和歌山市加太字山田西原 2201番98 宇地	所 在 地 哥	宅地	2,120,000円	
	165.84mi	地積	220,000円		20 0
_ 1 _	384番38 雑種地 203㎡ 海草部除送業理町長谷字赤坂 384番地12 384番12 居宅 鉄筋コンクリートプロック造陸屋根2階建 1階 84.91㎡ 2階 73.81㎡ 和歌山市吐前字竹ノ下 161番3、161番4、161番5、161 宅地 (公簿) 694.00㎡ 和歌山市吐前字竹ノ下161番地3 161番3 居宅 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階 110.00㎡ 2階 50.00㎡ 和歌山市吐前字竹ノ下161番地4 161番4 店舗・倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板量・陸屋根2階建 1階 105.93㎡ 2階 84.00㎡ 和歌山市加太字山田西原 2201番39 山林 168㎡	地地地 所家種構床 所地地地 所家種構床 所家種構床 所地地地 所地地	居宅・記録・はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	5,480,000円 5,480,000円 2,070,000円 210,000円 2,120,000円	28-3 機構 28-5

海南市 26-1	670,000円	铠	所 在 海南市下津町庁字妙見 地 番 833番 地 目 宅地 地 積 342.98㎡
	70,000円		
海南市	6,650,000円	原野	所 在 海南市名高字赤倉 地 番 445番9
27-1	670,000円	ώæ)	地 目 原野 地 積 270㎡
有田川 28-1	9,990,000円	雑種地•宅地	所 在 有田郡有田川町大字出字野水 地 番 98番2 地 目 雑種地 地 積 8.83㎡ 所 在 有田郡有田川町大字出字野水 地 番 98番3 地 目 宅地 地 積 100.77㎡ 所 在 有田郡有田川町大字出字野水 地 積 100.27㎡ 所 在 有田郡有田川町大字出字野水 地 番 102番 地 目 宅地
	1,000,000円	居宅・倉庫	所 在 有田郡有田川町大字出字野水102番地 家屋番号 102番 種 類 居宅・倉庫 構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ セメントかわら葺2階建 床面積 1階 324.13㎡ 2階 36.00㎡

公売の一連の手順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

1. 受付(13:00~)

- ① 公売参加者受付簿に氏名(名称)を記入します。
- ② 受付番号票、公売保証金明細書を受け取ります。
- ③ 次の手続きまでに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。

2. 公売保証金の受付(13:30~14:10)

- ① 受付番号票、公売保証金明細書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印鑑を持って公売保証金納付場所(別室)にお入りください(当日ご案内します)。
- ② 代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」もご用意ください。
- ③ 公売保証金の納付後「公売保証金領収書」(公売保証金の返還時に必要)、「入札書」(共同入札の場合は、入札書と共同入札書)及び「入札用封筒」をお受け取りいただきます。

3. 入札(14:00~14:20)

- ① 公売財産の明細(P.21~)を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
- ② 入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付けます。
- ③ 「入札書」(共同の場合は入札書と共同入札書)を入札用封筒に入れ、のり付けをして印鑑で封印します。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④ その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤ 入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

4. 開札(14:20~)

- ① 係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。
- ② 入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③ 最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

5. 公売保証金の返還

- ① 最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいていた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書及び印鑑をご用意ください。
- ② 領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、押印をして係員の指示があるまでお待ちいただきます。
- ③ 営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書に収入印紙(200円)の貼付が必要です。
- 6. 最高価申込者と次順位買受申込者 今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのま ま会場内でお待ちいただきます。

公売財産一覧・・・・・・ 6~7ページ 入札書 共同入札書 共同入札代表者の届出 委任状 公売財産の明細・・・・・・・・・・20~72ページ

公売参加の手引

△/\ ±4±5\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
①公売参加資格 	1. 原則として、公売保証金(次の「公売保証金」の項目参照)を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。
	ただし、和歌山地方税回収機構管理者、和歌山市長、海南市長、 有田川町長から公売会場への入場、入札等を制限されている者 (国税徴収法第92条、第108条該当者)及び当該税の滞納
	者は、公売に参加できません。
	2. 代理人が入札する場合は、本人の委任状(19ページ参照)が必要です。
	また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面(18ページ(3)参照)を提出してください。
	3. 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。
②公売保証金	1. 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
	なお、公売保証金の金額については、「公売財産一覧」及び公 売財産の明細「公売保証金」の欄をご覧ください。
	2. 公売保証金は、現金又は小切手(和歌山手形交換所加盟金融機
	関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。)で、公売当日
	に会場で納付してください。
	なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用 される場合は、公売財産(売却区分番号) ごとに小切手をご用意
	ください。(複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用
	意されますと、入札に参加できない場合があります。)
③入 札	1. 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定
	の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり
	付け後、入札者の方の印鑑で封印してください。また、複数の
	公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にま
	とめて入れてください。
	なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を
	提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので
	注意してください。
	2. 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所
	2. 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。
	在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい 入札書を係員に請求し、新たに作成してください。
	在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい 入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 4. 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いっ
	在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 4. 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又
	在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。4. 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一
	在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 4. 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又

⑤最高価申込者	1. 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、
の決定	かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額の場合)には、
	これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定しま
	す。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、く
	じで最高価申込者を決定します。
	なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であること
	が必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したと
	きは、当初の価額で入札があったものとみなします。
	また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない
	職員をして代わってくじを引かせます。
	さらにこれらの者は国税徴収法第 108 条により公売場所への
	入場、入札等を制限することがありますので注意してくださ
	<i>ν</i> ,
⑥次順位買受	1. 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度(国税徴収法第1
申込者の決定	04条の2参照)を利用することができます。
	2. 最高価申込者に次ぐ入札価額(見積価額以上で、かつ、最高の
	入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場
	合に限ります。)で入札した者から次順位による買受の申込み
	があった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定し
	ます。
	なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじ
	で次順位買受申込者を決定します。
	3. 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の
	申込みを取り消した場合(「⑧買受申込みの取消」の項参照)
	又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等
	(「⑩売却決定の取消等」の項参照)に限り、公売財産を買い
	取ることができます。
⑦再入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないとき
	は、再入札を行う場合があります。
8買受申込みの	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の
取消	停止があった場合(地方税法第 19 条の 7 参照)には、最高価申
	込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間
	は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
⑨売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して、入札価格を
	もって売却決定を行います。
	なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等(「⑥
	次順位買受申込者の決定」の項3参照)における次順位買受申込者
	に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日
	に行います。

10売却決定の 1. 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者につい 取消等 て、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為が あった場合等(国税徴収法108条参照)には、この者に対す る最高価申込者等の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないと きは、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の 完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消しま ⑪公売保証金の 1. 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公 返還と和歌山 売保証金は、公売終了後返還します。 地方税回収機 なお、返還を受ける者が営業者(営利法人又は営業者である個 構・和歌山市・ 人)である場合には、公売保証金の返還に係る領収書(実施機 海南市•有田川 関ごと)に収入印紙(200円)を貼付する必要がありますの で注意してください。 町への帰属 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買 受代金を納付した後(次順位買受申込者に対して売却決定する ことのないことが確定した後)に返還します。 3. 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納 付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4. 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことによ り、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保 証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるとき は、これを滞納者に交付します。 また、国税徴収法108条第2項の処分を受けた者の納付した 公売保証金は、和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・有 田川町に帰属します。 1. 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得 12権利移転の 時期等 します。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会 又は知事の許可若しくは届出の受理が必要です。 2. 公売財産に係る危険負担は、1の時点をもって買受人に移転し ます。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失 による損害は買受人が負担することになります。 3. 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受 人の負担となります。買受人は買受代金納付の際、上記の費用 を提出してください。

13権利移転手続

公売財産の所有権移転登記は、和歌山地方税回収機構・和歌山市・海南市・有田川町が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 壳却決定通知書
- (2) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明証
- (3) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書
- (4) 登録免許税相当額の領収証書
- (5) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料
- (6) (公売財産が農地の場合)農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」
- (7) 電子申請対象登記所(オンライン指定庁)管内の物件については登記識別情報の通知に関する確認書

記 載 例

- (注) O 記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のない ように記載してください。
 - 記載事項は、文中 線部分の各項目を記入してください。

1. 本人が入札する場合

住民票の住所を記載してください。 本人の氏名を記載してください。氏名にはフ リガナを付けてください。

(1) 「入札書」

入 札 平成 $\bigcirc\bigcirc$ 年 \times \times 月 $\triangle\triangle$ 日 和歌山地方税回収機構管理者 様 (〇〇〇市長) 和歌/h市〇〇通1丁目△△ ××号 入 住 所 (所在地) 札 フリガナ ワカヤマ ケンタロウ 者 氏名(名称) 健太郎 若 山 アラビア数字ではっ 住 所 きりと記載し、頭に 代 ¥マークを付ける。 理 フリガナ 氏 名 公売公告第〇〇〇〜に基づいて入札します。 売却区分番号 入 札 価 額 千方 十億 億 百万 十万 万 千 百 十 円 1 ¥ 3 0 0 0 4 0 0 財産の名称等 公 売 入札書には、予め売却区分番 和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 号、公売財産の名称等を記載し ています。 (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。 なお、入札価額をもって売却決定をします。 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。 次順位による買受けの申し込みをします。 住所(居所)•所在地 氏名•名称 印

住民票の住所を記載してください。 2. 代理人が入札する場合 本人及び代理人の氏名を記載してくださ ()_o 「入札書」 (1) 氏名にはフリガナを付けてください。 札 入 平成OO年 \times \times 月 Δ Δ 日 和歌山地方税回収機構管理者 様 (〇〇〇市長) 住 所 (所在地) 和歌山市/ 鱼到1丁目△△番××号 入 アラビア数字ではっ 札 ワカヤマ ケンタロウ フリガナ きりと記載し、頭に 者 氏名(名称) 若 山 健太郎 ¥マークを付ける。 和歌山市○○通5丁目××番△△号 住 所 代 フリガナ キシュウ ハナコ 名 紀州花子 公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。 売却区分番号 入 札 価 額 十億 千万 百万 十万 万 千 十 円 1 ¥ 3 0 0 0 0 4 0 売 財産の名称等 和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 入札書には、予め売却区分番号、 公売財産の名称等を記載してい ます。 (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2. 字体は難明に、インク又はボールペンで書いてください。 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。 なお、入札価額をもって売却決定をします。

- 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
- 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。
- 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所(居所)•所在地 氏名•名称

(EII)

(1)		者が入札する場 (この入札書 及び「共同入札書(入札書別紙)」を 一緒に入札用封筒に入れて入札してください。氏 名にはフリガナを付けてください。
		λ	札書
	如此方税回収核 00市長)	幾構管理者 様	平成〇〇年××月△△日
		入住所の在地	***************************************
アラビ	ア数字ではっき	^札 フ リ ガ ナ 者 氏 名 (名称)	
りと記	載し、頭に¥マ)代 住 原	
ークを作	があ。	理 フリガナ	-
	公売公告第	000名に番づい	て入札します。
	売却区 番号		入札価額
	1	+億 億 科	$egin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$
	∓oābi Lu⊟3	公克斯	
	和歌山県本宅 地	印歌山市○○字△△₹	が 入札書には、予め売却区分番号、 公売財産の名称等を記載してい
ļ			ます。
	 字体 3. 数人だ 4. 代理人 5. 入札値 なお、 6. 書き話 7. 入札書 	嫌判別に、インク又はボールが共同して入札する場合には、 が入札する場合には、入札 での頭部には「金」又は「 入札価額をもって売却決定 員じた時は、訂正をしないで	共司入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 こ先立って代理権限を証する書面を提出してください。 ¥」の文字を付けてください。 をします。 新しい用紙に書き直してください。 録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。
次順位	による買受けの申	ル込みをします。	
			主所(居所)・所在地

(2) 共同入札書(入札書別紙) (ただし、原本はA4サイズ)

入札書と一緒に入札用封 筒に入れてください。

共同 入札書

公 売 公 告 第 〇〇 号 売却 区分 第〇

住 所	氏 名	持 分	備考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	若 山 健太郎
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	073-123-4567
		/## ### /- ## Final ##	
	/		に代表者の氏名及び
		電話番号をご記入	、ください。

(注) 備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

※ 共同入札書(入札書別紙)は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

この書類は、公売当日、入札前に 提出いただきます。この用紙が必 要な方は、「お問い合わせ先」(P 4) でも用意しております。

(3) 共同入札代表者の届出書 (但し、原本はA4大イズ)

和歌山地方税回収機構管理者 様 (〇〇〇市長)

共同入札代表者の届出

平成〇〇年××月△△日公売実施の売却区分第 ○○ 号物件の入札に当たり (住所) 和歌山市〇〇通1丁目 $\Delta\Delta$ 番imesimes6 (氏名) 若山 健太郎 を共同入札代表者 に定めましたのでお届けします。

平成OO年XX月 $\Delta\Delta$ 日

共同入札者

住 • 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	(073-123-4567	共同入札代表者
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	(1)	073-765-4321	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				l .	l

注)1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

[※] 共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

委 任 状(文例)

平成 年 月 日

和歌山地方税回収機構 管理者 様

(〇〇〇市長)

住民票の住所、氏名又は登記簿上の所在、名称を記入してください。 法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

(委任者) <u>住 所 和歌山市○○</u>通1丁目△△番××号

氏名若 山 健太郎

電 話 073 (×××) 1234

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所 和歌山市○○町△△△番地の×

氏名紀 州 花 子

電話 073 ($\times\times\times$) 0234

委任事項

平成××年△△月〇〇日実施の公売に関する

- 1 公売の手続に関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領に関する一切の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 上記1、2及び3に附帯する一切の権限
- ※(この用紙は、和歌山地方税回収機構及び当構のホームパージでご用意しております。)

公売財産の明細

- (注) 〇 「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以 前のもので、現況が変動している場合があります。
 - 「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず現地確認を行ってください。

(売却区分番号) (該当ページ) 機 構28-3・・・・21 機 構28-5・・・・27 和 市28-2・・・・40 和 市28-3・・・・47 海南市26-1・・・・54 海南市27-1・・・・60 有田川28-1・・・・66

公売財産明細書

売却区	公分		見積価額	5,	390,	000円	
番	号		公売保証金		540,	000円	
公売財産の表示	3	所 在:海草郡紀美野町長地 番:384番12地 目:宅地地 積:232.26㎡ 地 積:232.26㎡ 所 在:海草郡紀美野町長地番:384番38地 目:雑種地地 積:203㎡ 所 在:海草郡紀美野町長地 番:384番12地 積:203㎡ 所 在:海草郡紀美野町長地 積:203㎡	谷字赤坂 谷字赤坂 384 トブロック造陸	屋根2階建			
概要公売財産の	対象不動産は、わかやま電鉄貴志川線「貴志」駅の南方約2.1 km(直線距離)に位置する。 ① ③ 北西側で幅員約5mの舗装私道に等高で接面している。間口約11.4m、 奥行16mのほぼ整形地。建物は約37年経過している。 ② 北東側で幅員約5mの舗装私道に等高で接面している。間口約31m、奥行5mの帯状地。未登記物件が2棟建っている。						
法的規制等 利用状況、	利用状況:戸建住宅の敷地 公法上の規制:都市計画区域外、用途無指定(建ペい率70%、容積率200%) 供給処理施設:上水道あり、都市ガスなし、下水道なし 文化財保護法で規定する埋蔵文化財の存在は確認されていない。						

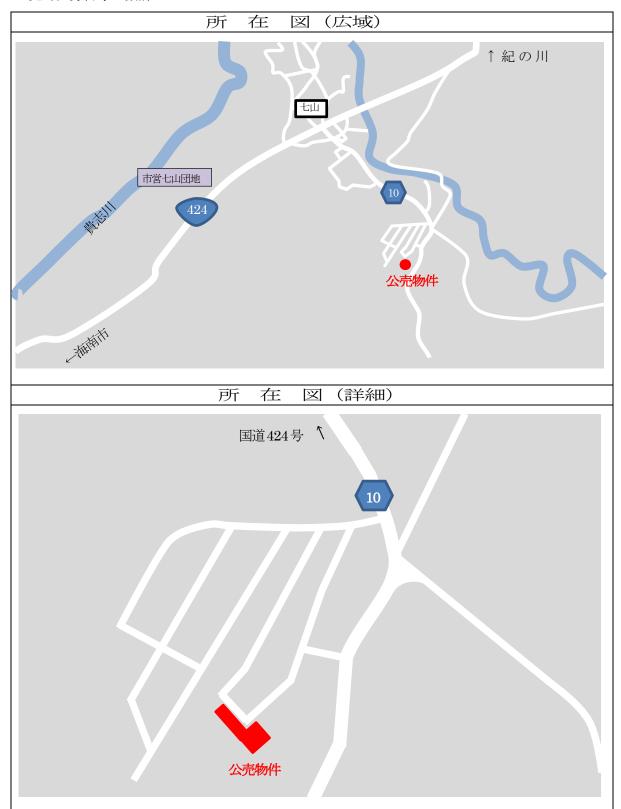
- 公売財産は、一括して公売します。
- 建築時期等から判断して、アスベストの含有資材が使用されている可能性があります。
- 境界の画定は、隣接地所有者と協議してください。
- ★登記物件に関しては、売却決定時に一切の権利を放棄すると所有者に確認していますが、 取扱いについては所有者との協議を要します。
- 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- 買受人は公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を要します。
- 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売 財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。

● 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

- 図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- 和歌山地方税回収機構は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。
- 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。
- 和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。
- 税の納付等により公売を中止する場合があります。

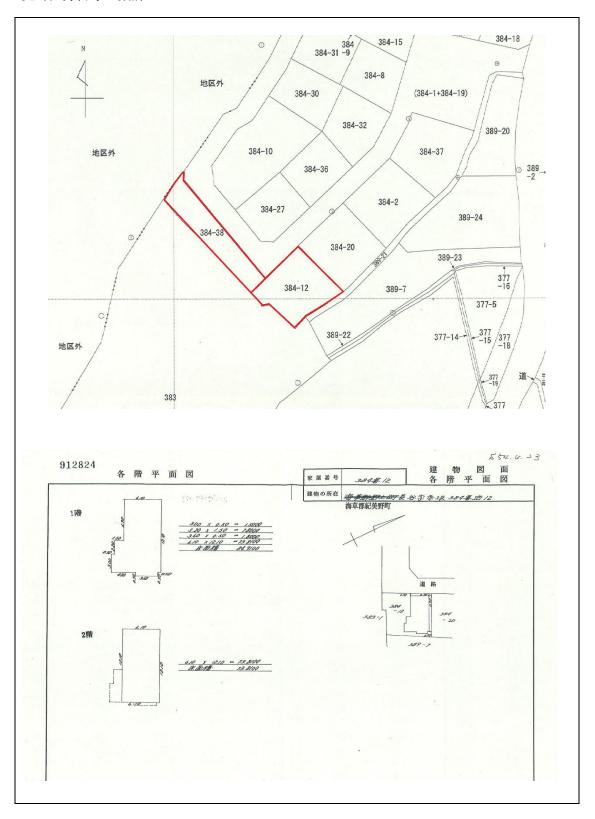
公売条件

売却区分番号:機構28-3



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

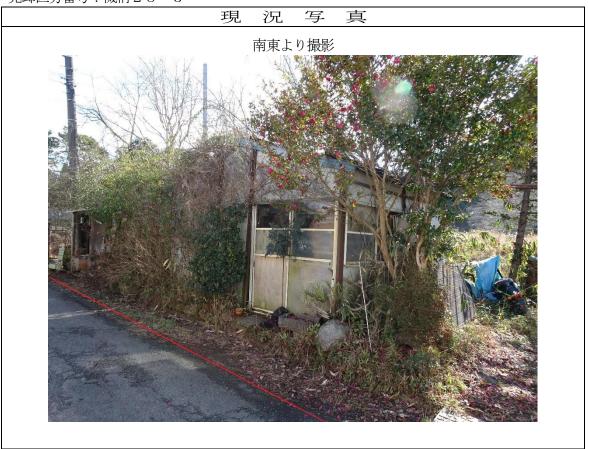
売却区分番号:機構28-3





南西より撮影

注)写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。



注)写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

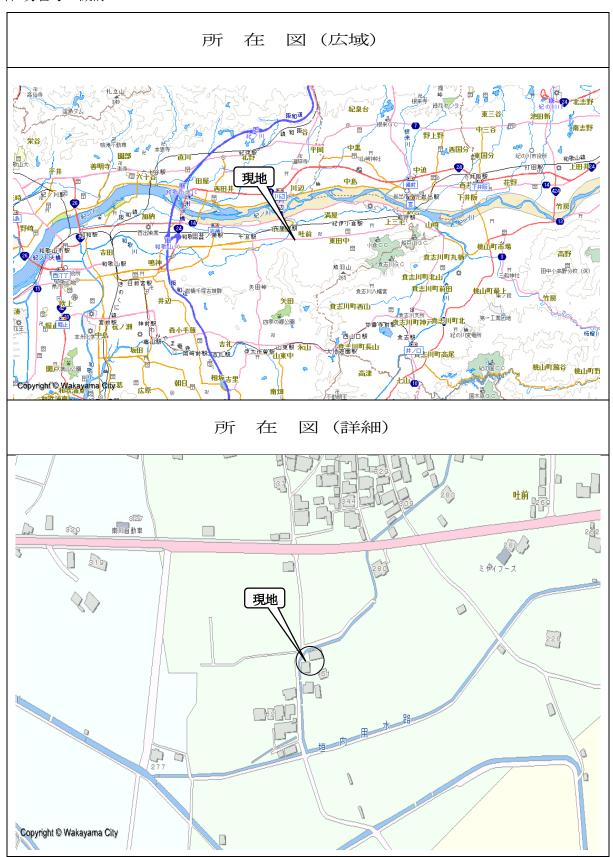
売却区		見積価額	5,	480,000円					
番	号 1001日200	公売保証金		550,000円					
公売財産の表示(一括で公売)	【土地:物件1】 所 在 和歌山市吐前字竹ノ下 地 番 161番3、161番4、161番5、161番6 地 目 宅地 地 積 (公簿)694.00㎡ 【建物:物件2】 所 在 和歌山市吐前字竹ノ下161番地3 京屋番号 161番3 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床 面 積 1階 110.00㎡ 2階 50.00㎡ 【建物:物件3】 所 在 和歌山市吐前字竹ノ下161番地4 って家屋番号 161番4 種 類 店舗・倉庫 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根2階建 床 面 積 105.93㎡ 2階 84.00㎡								
公売財産の概要	以上 登記簿による表示 公売財産は、JR和歌山線布施屋駅の南東約950m (直線距離) に位置している。 対象不動産は、西側で幅員約4m舗装市道とほぼ等高に接面する平坦地である。 対象不動産と市道との間には約2.2mの水路が介在しているため、コンクリートの床 板が敷設されている。 間口は約25m、奥行約30mで、形状はほぼ長方形の画地である。								
法的規制等 利用状况、	利用状況:一般住宅の敷地 市街化調整区域(条例に指定されている区域外) 供給処理施設:水道なし 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はなされていない。								

公売条件

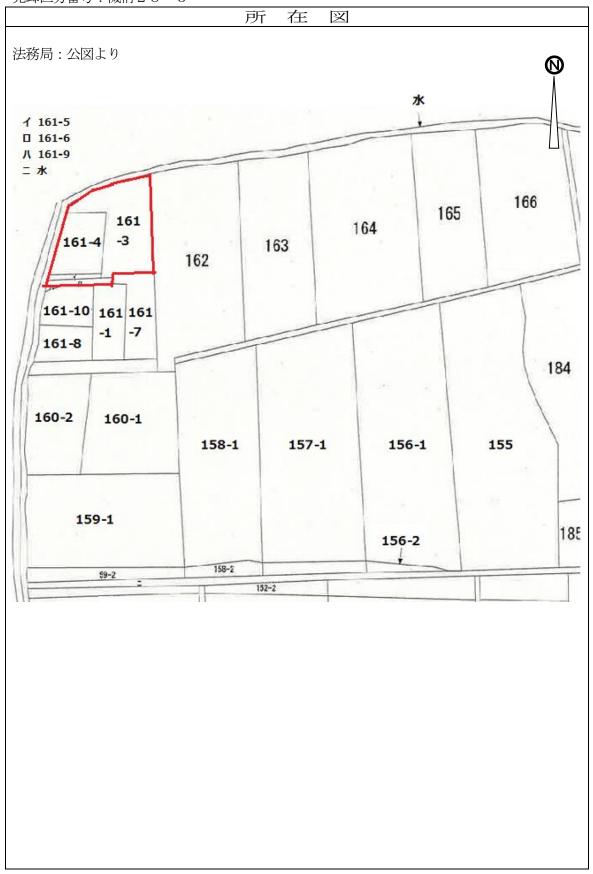
- ●公売財産は一括して公売します。
- ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
- ●現状、水路の占有許可を取得せずに、床板を敷設していますので、和歌山市への 申請が必要です。
- ●建築の構造、用途、建築時期等から判断して、アスベストの含有資材が使用されている可能性があります。
- ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。
- ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。

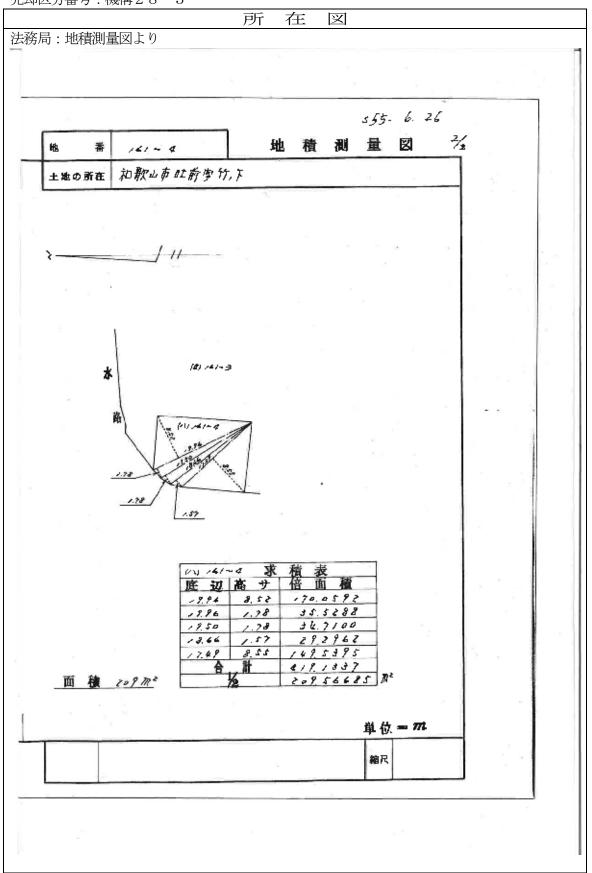
なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しない ように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

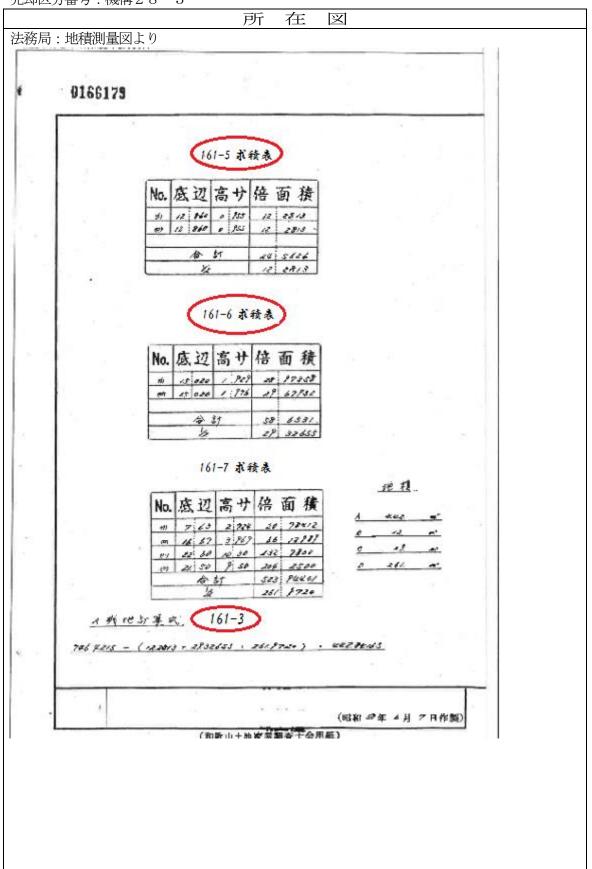
- ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。
- ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。
- ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。
- ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
- ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。

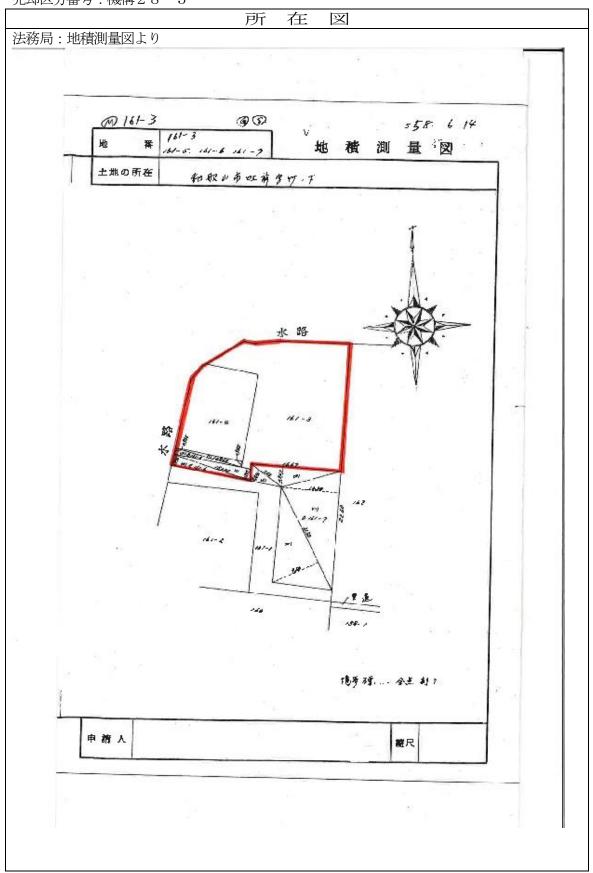


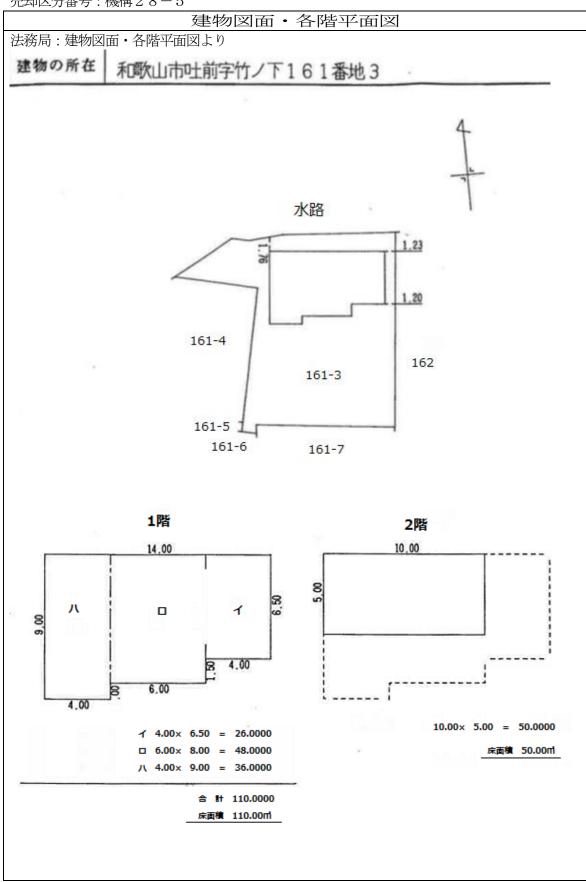
(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

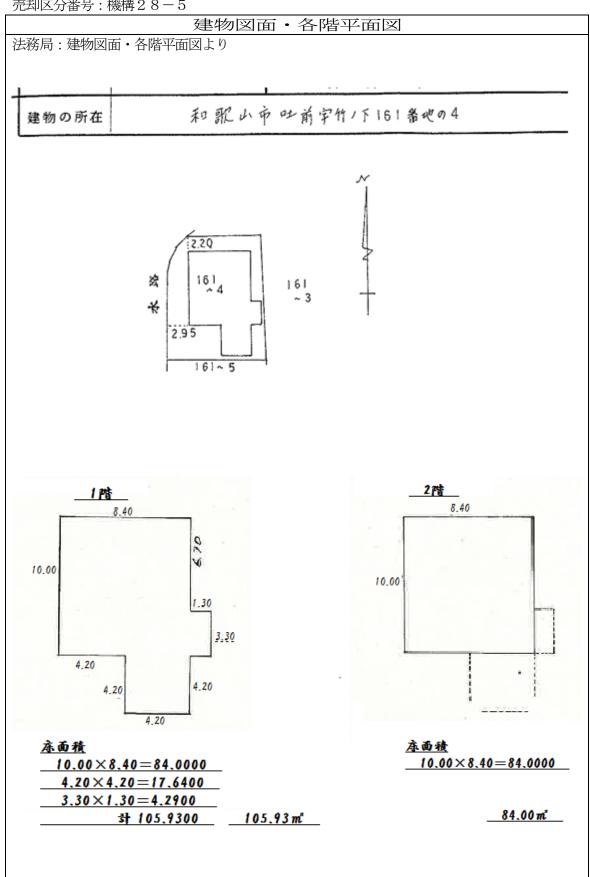














写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現況写真



(道路側から奥に向かって撮影)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。



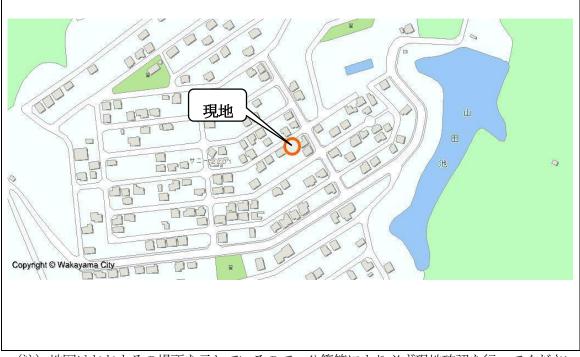
公 売 財 産 明 細 書

	A 7	2 別 生	州 神音		
売却区 番号	和市28-2	見積価額	2, 070, 00		
公売財産の表示		市加太字山田西 1 番地 3 9	前原		
公売財産の概	●対象不動産は、南海加太線「加太」駅の南方約1.7km(道路距離)に位置する。 ●対象不動産は、北西側が幅員約6mの舗装市道に約0.5~1.2m程度高く接面する、接道間口約13.8m、奥行約12mのほぼ長方形である。 ●当該地域は和歌山市の北西端部に位置し、海に面した丘陵地を開発した大規模住宅団地で、公共、商業施設へはやや距離があり、生活上の利便性は劣る地域である。河北地区の県道「粉河・加太線」や市道「西脇山口線」沿い等の、ろうさい病院を中心とする病院関連施設やスーパー、郊外型店舗へは車で15~25分程度である。				
7.状況や法的規制等	【利用状況】 ●供給処理施設(上水道:あり] ●下水道については公共下水道の団 ●登記簿の表示は山林であるが現況 ●草木等が茂っている状態である。 【法的規制等】 ●行政的条件 ○区域区分:市街化調整区域 (建ペい率60%、容積率2000) の都市計画法による開発許可区域 ○宅地造成工事規制区域である。 ●周知の埋蔵文化財包蔵地ではない ●土壌汚染の有無とその状態:対象 ていた履歴はないものと判断され	日地内集中処理 兄は宅地となっ)%) 丈である。 いものと思われ	(和歌山市管理) となっている。 っている。 る。	ニーー	

- ●地積測量図では168.78㎡でありますが、登記簿の表示及び課税面積は登記地目が山林であるため168㎡となっています。
- ●境界は、隣接地所有者と協議してください。
- ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。
- ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●買受人は、物件の明け渡しについて、所有者との協議を要します。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札 してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったう えで公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。
- ●和歌山市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有 者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。和歌山市は関与いたしま せん。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山市に瑕疵担保責任は生じません。
- ●和歌山市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権 利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。
- ●税の納付等により公売を中止する場合があるので、入札前にご確認ください。

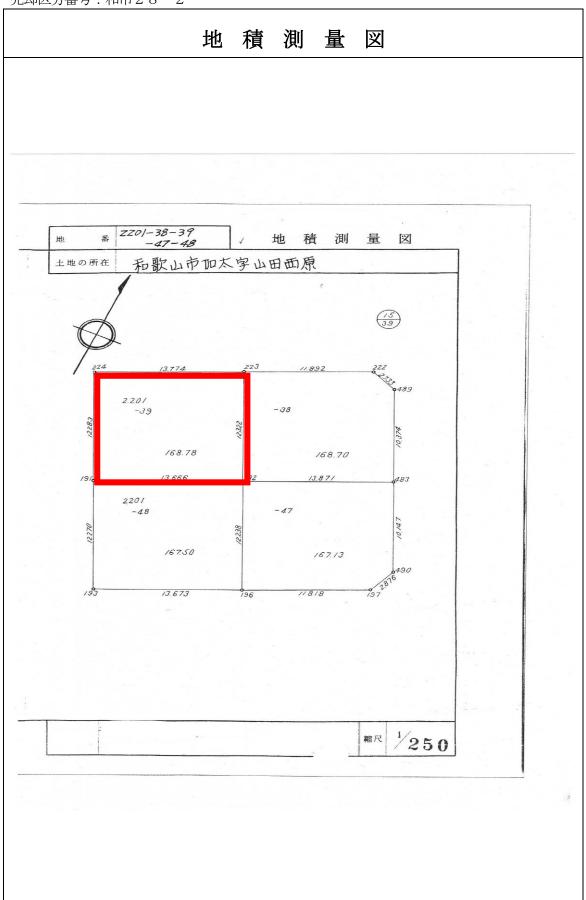


所在図(詳細)



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。





,		4					
				· ·			
							1,20
				** ザトヒヨウ キュ			
	チハ"ン	NO t	ヨウシキ	Χ .	Y	^ンチ∃ウ	ソクセン
	2201 -38	222 (223 (192 (483 (489 (222 ()	421.292 416.231 405.034 410.914 420.311 421.292	608.179 597.418 602.562 615.125 610.730 608.179	11.892 12.322 13.871 10.374 2.733	222- 223 223- 192 192- 483 483- 489 489- 222
	2201 -39	223 (224 (191 (192 (223 ()	メンセキ A 416.231 410.350 399.234 405.034 416.231 ハ*イセキ 2A メンセキ A	597.418 584.963 590.188 602.562 597.418 337.564883 168.782441	7t+ 13.774 12.283 13.666 12.322 Ft+	223- 224 224- 191 191- 192 192- 223
	2201 -47	483 (192 (196 (197 (490 (483 ()	410.914 405.034 393.970 399.027 401.733 410.914 パイセキ 2A メンセキ A	615.125 602.562 607.792 618.473 619.446 615.125 334.271054 167.135527	13.871 12.238 11.818 2.876 10.147	483- 192 192- 196 196- 197 197- 490 490- 483
	2201 -48	192 (191 (193 (196 (192 ()	405.034 399.234 388.138 393.970 405.034 1)"12‡ 2A 302‡ A	602.562 590.188 595.425 607.792 602.562 335.006352 167.503176	13.666 12.270 13.673 12.238	192- 191 191- 193 193- 196 196- 192
				* ショウキシ1 * ユウシキ	JEC M-2880 A = 1/2 (X	7° ロゾテインク`` 2-X1) (Y2+	ライター システム Y1)
		1			-		
					,		

現 況 写 真





(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行って下さい。

公 売 財 産 明 細 書

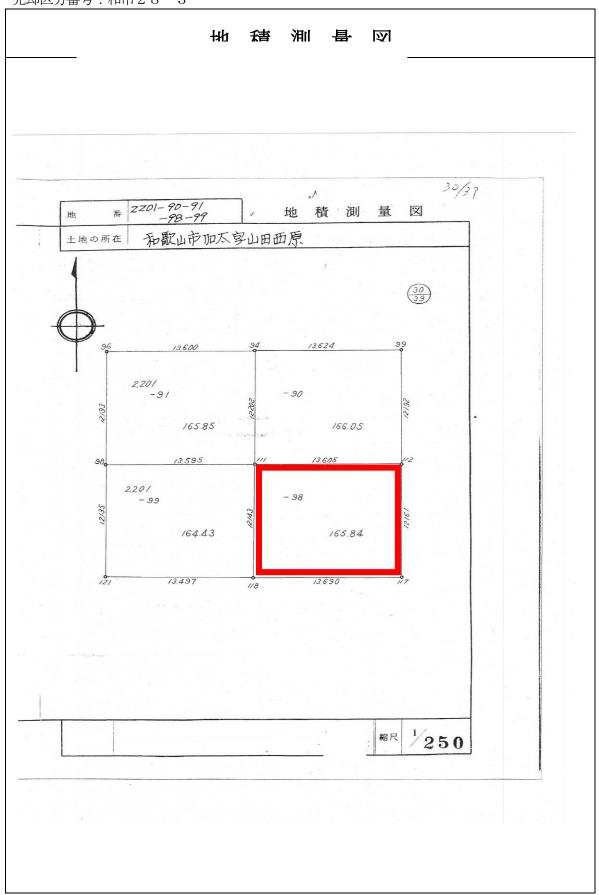
売却区分		見積価額	2, 120, 000円				
番号	和市28-3	公売保証金	220,000円				
公売財産の表示	不動産の表示(登記簿の表示による) 所 在 和歌山市加太字山田西原 地 番 2201番地98 地 目 宅地 地 積 165.84㎡						
公売財産の概	 ●対象不動産は、南海加太線「加太」駅の南方約1.9km(道路距離)に位置する。 ●対象不動産は、南側が幅員約6mの舗装市道に約0.8~1.6m程度高く接面する、接道間口約13.7m、奥行約12mのほぼ長方形である。 ●当該地域は和歌山市の北西端部に位置し、海に面した丘陵地を開発した大規模住宅団地で、公共、商業施設へはやや距離があり、生活上の利便性は劣る地域である。河北地区の県道「粉河・加太線」や市道「西脇山口線」沿い等の、ろうさい病院を中心とする病院関連施設やスーパー、郊外型店舗へは車で15~25分程度である。 						
光沢や法的規制等	【利用状況】 ●供給処理施設(上水道:あり 下水道については公共下水道の配 草木等が茂っている状態である。 【法的規制等】 ●行政的条件 ○区域区分:市街化調整区域(建ペい率60%、容積率200% ○都市計画法による開発許可区域の で記述の工事規制区域である。 ●周知の埋蔵文化財包蔵地ではない ●土壌汚染の有無とその状態:対象ていた履歴はないものと判断され	団地内集中処理 る) 或である。 いものと思われる で、土壌	(和歌山市管理) となっている。				

- ●境界は、隣接地所有者と協議してください。
- ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。
- ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●買受人は、物件の明け渡しについて、所有者との協議を要します。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札 してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったう えで公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。
- ●和歌山市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。和歌山市は関与いたしません。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山市に瑕疵担保責任は生じません。
- ●和歌山市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権 利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。
- ●税の納付等により公売を中止する場合があるので、入札前にご確認ください。



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。





			** the table to			
チ/パン 2201	NO E≣	3ウシキ)	X 388.134	450.211	ヘンチョウ	ソクセン
-90	99 (112 (111 (94 ()	388.114 375.922 375.932 388.134	463.835 463.771 450.166 450.211	13.624 12.192 13.605 12.202	94- 99 99- 112 112- 111 111- 94
			ハ"イセキ 2A メンセキ A	332.113748 166.056874	ft+	166.05
2201 -91	96 (94 (111 (98 (96 ()	388.154 388.134 375.932 375.961 388.154	436.611 450.211 450.166 436.571 436.611	13.600 12.202 13.595 12.193	96- 94 94- 111 111- 98 98- 96
			ハ"イセキ 2A メンセキ A	331.713095 165.856547	チセキ	165.85
2201 -98	111 (112 (117 (118 (111 ()	375.932 375.922 363.761 363.789 375.932	450.166 463.771 463.747 450.057 450.166	13.605 12.161 13.690 12.143	111- 112 112- 117 117- 118 118- 111
,			パッイセキ 2A メンセキ A	331.691367 165.845683	#t#	165.84
-99	111 (118 ()	375.932 363.789	450-166 450-057	13.595 12.143	98- 111 111- 118
	121 ()	363.826 375.961 1111tt 2A 32tt A	436.560 436.571 328.873748 164.436874	13.497 12.135 #t+	118- 121 121- 98 164.43
			* ショウキシュ * コウシキ	JEC M-2880 A = 1/2 (X	プ° ロリテインク\` 2 – X1) (Y2+	ライター システム Y1)
-	i					
				·		

現 況 写 真





(注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行って下さい。

公売財産明細書

売却区	公分	海南市26-1	見積価額	670,000円			
番	号	一件刊	公売保証金	70,000円			
公売財産の表示	(土地の表示) 所 在 海南市下津町方字妙見 地 番 833番 地 目 宅地 地 積 342.98㎡						
概要公売財産の	*位置・交通 JR紀勢本線「加茂郷」駅の南西方直線距離約900m(道路距離約1km)、付近に位置する。 近隣に海南市立大東小学校、JAながみね旧大崎支店がある。 *画地条件 不整形の中間画地。画地内はほぼ平坦で、登記地積342.98㎡はほぼ正確と見れる。 南西側間口約17m、北東方向への奥行最大約22m、北方に突起のある形状である。 *街路条件 南西側で幅約1.6m~2.1mの舗装市道(建築基準法上の道路でない)にほぼ等 高に接面する。前面道路は法外道路であり、南東方の県道へ出る街路系統は最も狭い 毎日の特徴が原別に乗ります。						

売却区分番号:海南市26-1

法的規制等 2

利用状況

*現況

更地の状態である。ただし、草類の繁茂が厳しい。

*供給処理施設

なし。ただし、前面道路には上水道が通っている。

公法上の規制等

- *都市計画区域内、区域区分非設定。
- *用途地域の指定なし。(周辺は建ぺい率70:200)
- *防火地域の指定なし。法22条(屋根不燃)区域。
- *河川保全区域ではない。
- *埋蔵文化財はなし。

● 境界は、隣接地所有者と協議すること。

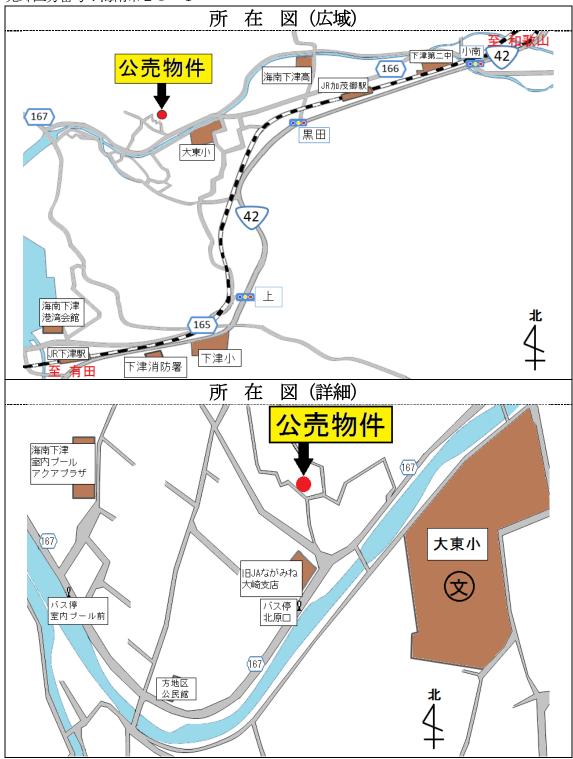
- 公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。
- 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- 買受人は物件の明渡について、所有者との協議を要する。
- 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- 図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。

公売条件

- 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。
- 海南市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、所有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。海南市は関与いたしません。
- 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および海南市に担保責任は生じません。

海南市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。

● 税の納付等により公売を中止する場合があります。



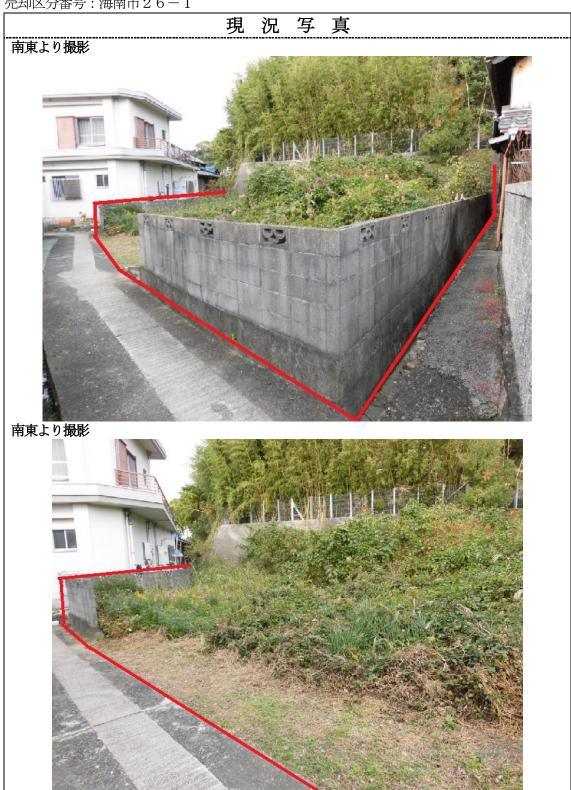
注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号:海南市26-1





注)写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。



注)写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区番	区分 号	海南市	† 27−1	見積価額	6,		000円
公売財産の表示		上地の表示) 所 在 地 番 地 目 地 積 以上 登記簿	海南市名高字: 445番9 原野 270㎡ による表示	赤倉			
概要公売財産の	* 理	近隣地域は の 東方には小域 の 下のでででででででいる。 一次でででででできる。 一次でででできる。 一次ででできる。 一次でできる。 一次でできる。 一次でできる。 では、 一次でできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	、県道沿いに一般 JR紀勢本線が南 南港がある。付近 校」等も見られる 東側部分)沿いに 内海小学校」 糸 約800m	R紀勢本線「海南 受住宅、店舗併用信 可北に走り、北方に 近には住宅のほか、 5地域である。その 二、東方約20m、北 対200m 中間画地、不整形 毎南線」	空、駐車場等が損益は山田川、南方は 事業所・店舗・病 が近隣地域の範囲に 方約50mの範囲で	きち並ぶ北 には大岩川 病院施設、 は、対象イ がある。	地域である が流れ、 公共施設
法的規制等利用状況、	少 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分	は供給処理施 上水が前の 大都に 大都に 大都に 大都に 大都に 大都に 大都に 大都に 大都に 大都に	込可 し なし 域:非線引都市 近隣商業地域 定80% 定200% 包蔵地の指定:な 路「船尾藤白線」	十画区域	市計画道路約6mi	指定)	

- 境界は、隣接地所有者と協議すること。
- 公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。
- 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- 買受人は物件の明渡について、所有者との協議を要する。
- 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- 図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで 入札してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査 を行った上で公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってくださ い。
- 海南市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、所有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。海南市は関与いたしません。
- 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および海南市に担保責任は生じません。

海南市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。

● 税の納付等により公売を中止する場合があります。

公売条件



注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号:海南市27-1

	見 取 図 485 336 335 405 7 1 1 2 1
N	446-1 446-2 337 337-1 404 403 402-1 401 6
	445-12 448-1 338-2 338-1 338-1 338-2 338-1
	445-1 448-2 339 388 387 387-2 386 386 386 387 387-2 386 386 387 387-2 388 387 387-2 388 387 387-2 388
	(445-3+445-15) 343-3 343 343-2 342 374-1 375 379 379 379
	445-4 445 441 17 344-1 374-2 -2 377-1 379-2
	445-16 442 345 373-3 4 366-2 5
	445-5 443 443 347 373-1 371-1 370-2 369-1 368 372 373-1 370-1
	349 357-1 356-9 -8 356-7 356-6
	350 445-9 352 351 356-12 356-12 356-13 356-2 356-1
	353 354 355 360 361-6, 361 361 361 361 361 361 361 361 361 361
	7-2 -3



注)写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。



注)写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

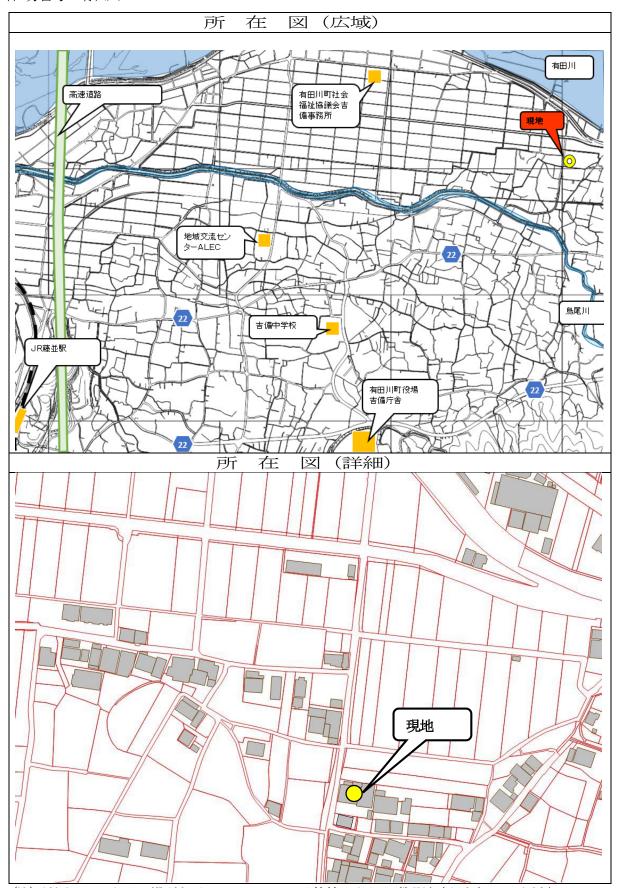
公売財産明細書

売却区分 番 号		有田川28-1	見積価額	9, 990, 000円					
囲	73		公売保証金	1,000,000円					
	所 地 地 地	在 和歌山県有田郡存番 98番2 目 雑種地 積 8.83㎡	百田川町大字出字野水						
<i>1</i> /2	所地地地	在和歌山県有田郡存番98番3目宅地積100.77㎡	宅地						
公売財産の表示	所地地地	在和歌山県有田郡存番102番目宅地積637.23 m²	宅地						
	種構床	在 和歌山県有田郡有田川町大字出字野水102番地 102番 類 居宅・倉庫 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・セメントかわら葺2階建 面積 1階 324.13㎡ 2階 36.00㎡							
公売財産の概要	以上 登記簿による表示 公売財産は、JR「藤並」駅の北東約3.6km(道路距離)に位置している。 近隣地域は、農家風戸建住宅、作業所等が小規模に集まる住宅地域であり、北方には有田川が流れる。 対象不動産は、南側で幅員約2.6m舗装町道野水線に等高に接面する。接道間口は約10m、奥行約34.5mである。 形状は旗状地に近い形状で、間口が規模からみて狭く、平坦な宅地となっている。 建物は、主たる建物が昭和43年に建設。その後平成3年、東側に倉庫部分を増築している。 対象地西側には町道出水線(幅員約5.3m)があるが、間に水路を介しているため道路接面はしていない。								
法的規制等 利用状况、	利用状況:一般住宅の敷地及び家屋 非線引都市計画区域、 用途指定なし (指定建ペい率70%・指定容積率200%) 供給処理施設:上水道あり、都市ガスなし、公共下水道なし(整備予定あり) 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はなされていない。								

- ●公売財産は一括して公売します。
- ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
- ●公売財産上には寸法が約6メートル×約3メートル、高さが約2.5メートルの構築物(物置)が存在します。
- ●建物の敷地上及び屋内にある動産は、公売の対象外です。
- ●国土調査により、隣接地との境界は確定済みです。ただし、必要に応じ、隣接地所有者と 協議してください。有田川町は協議の成否について責任を負いません。
- ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売 財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。
- ●土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。
- ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●有田川町は、公売財産の引渡し義務を負いません。
- ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および有田川町に担保責任は生じません。
- ●有田川町は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移 転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。
- ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
- ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。

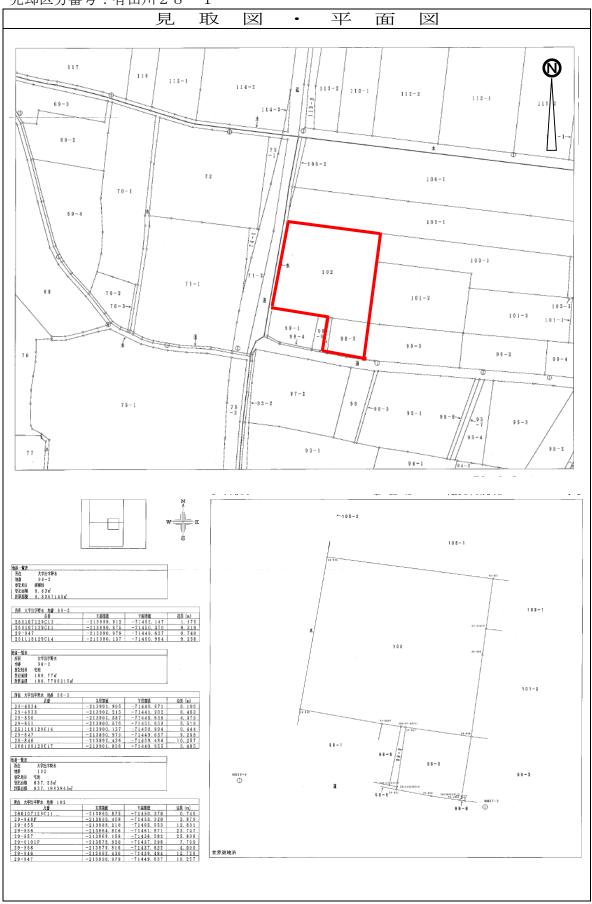
【注意】

■不動産公売は、差し押さえた財産を所有者等の権利者の同意を得ることなく強制的に売却し、その売買代金を滞納町税等に配当する制度です。不動産公売において、有田川町は強制徴収の執行機関であって、売主でも仲介業者でもありません。不動産公売は、私有地の売却とは全く異なる別の制度です。

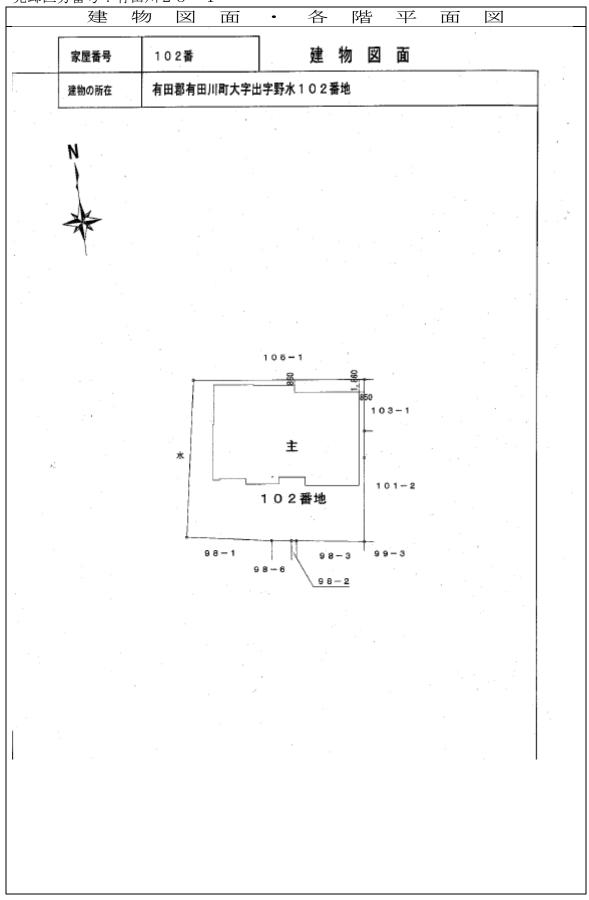


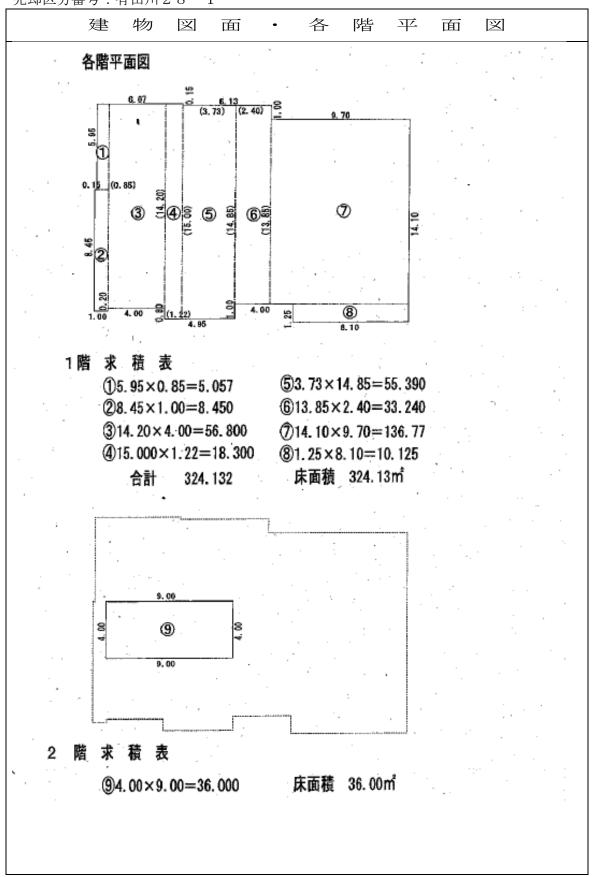
(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号:有田川28-1



売却区分番号:有田川28-1





売却区分番号:有田川28-1

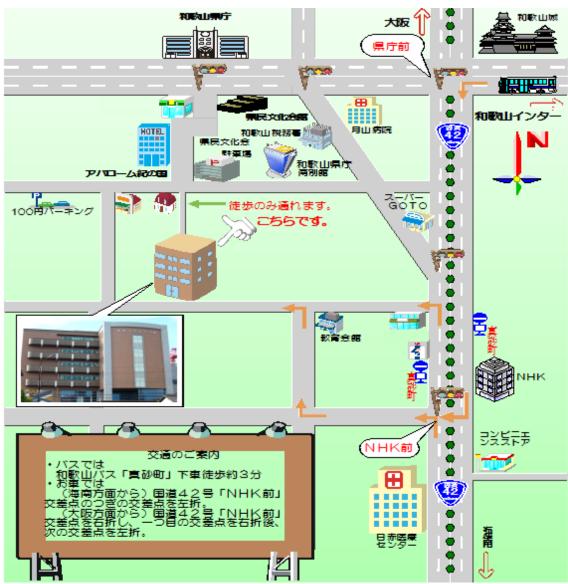


写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください

公売会場のご案内

会場

和歌山県自治会館 3階304会議室 (所在地) 和歌山市茶屋ノ丁2番1



◎ 会場に関するお問い合わせ先

和歌山地方税回収機構「不動産公売担当」

電話 073-422-3640